

豚コレラウイルスの抗体陽性豚（無許可ワクチン接種の疑い）の確認について

豚コレラの清浄性確認のためのサーベイランスにおいて、豚コレラの臨床症状は見られないが抗体陽性である豚が確認された旨の連絡がありました。
このため関係県において、関連農場を検査したのでその結果と今後の対策についてお知らせします。

1. 経緯

- (1) 4月11日（金曜日）、茨城県から農林水産省に対し、「豚コレラ防疫指針」（平成18年3月31日農林水産大臣公表）に基づく豚コレラの清浄性確認のためのサーベイランスにおいて、豚コレラに特徴的な臨床症状（発熱や白血球数減少等）は見られないが、豚コレラの抗体陽性である豚が確認された旨の連絡がありました。

農場の概要

(株) ヒラノ北浦農場(茨城県行方(ナメカタ)市、肥育豚約280頭飼養
69頭検査したうち11頭で豚コレラの抗体陽性を確認

※(株)ヒラノ(本社：栃木県)：茨城県、千葉県、群馬県、栃木県及び福島県に69の関連農場を有し、年間出荷頭数は約22万頭との情報。

- (2) このため、直ちに農林水産省動物衛生課から、茨城県及び関連農場の所在する千葉県、栃木県、群馬県、福島県に連絡し、各県から「豚コレラ防疫指針」に基づき北浦農場及び関連農場に移動自粛を要請するとともに、北浦農場及び関連農場の豚の抗体検査等を実施しました。
- (3) この結果、昨日までに北浦農場以外の68農場への立入が終了し、いずれも本病を疑う特徴的な臨床症状は認められませんでした。また68農場のうち茨城県、千葉県、栃木県及び福島県の17農場の一部の豚で豚コレラの抗体陽性が確認されました（一部の農場は検査中）。なお、北浦農場においてウイルス確認検査を実施中です（蛍光色素検査は陰性、ウイルス分離検査は継続中）。
- (4) また、(株)ヒラノ大栄事務所(千葉県)において、豚コレラワクチンの存在が確認され、(株)ヒラノから、千葉県6農場及び栃木県2農場において、母豚（平成19年4月まで）及び育成豚（平成20年3月まで）に当該ワクチンを接種していたとの説明がありました。
- (5) 豚コレラのワクチンについては、平成18年4月以降、家畜伝染病予防法により都道府県知事の許可を受けないと使用できないこととされており、全国的に使用が認められていません。このようなことから、本事案はワクチンの無許可接種が原

因によるものと考えられるため、改めて、本日、都道府県及び関係団体に対して法令の遵守等について指導文書を発出しました。

2. 今後の対応

(1) 清浄性の確認について

本事案については、(株)ヒラノがワクチンの接種を認めていること、大量のワクチン在庫が確認されていること、本病に特徴的な臨床症状等が認められていないことから、ワクチン接種を原因とした抗体陽性の可能性が高いと思われます。

しかしながら、ワクチン接種による抗体と野外ウイルスの感染による抗体との区別ができないことから、今後、次の対応を行うこととします。

(ア) すべての関連農場において2回目の抗体検査(1回目の1週間後)

(イ) 抗体陽性農場におけるウイルス確認検査

(ウ) (ア)又は(イ)の検査により陰性が確認されるまで当該農場の飼養豚の移動自粛

(2) ワクチンの無許可接種の疑いについて

本事案は家畜伝染病予防法第50条に基づく都道府県知事の許可を得ないワクチンの接種(無許可接種)の可能性が極めて高いことから、関係県において事実の調査を進めているところです。

【報道機関の方々へ】

現場での取材は、本病が野外ウイルスによる場合、まん延を引き起こす恐れもあることから、厳に慎むようお願いいたします。

今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

- ・ 豚コレラは、豚、いのししに固有の疾病であり、人に感染することはありません。
- ・ また、ウイルスを原因とする豚コレラは、コレラ菌を原因とする人のコレラとは関係ありません。

<添付資料>

- ・ (参考)抗体検査結果
- ・ (参考2)豚コレラワクチン対策の概要

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：山本、星野

代表：03-3502-8111（内線 4582）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

(参考1)

豚コレラの抗体検査結果（1回目）について

		検査状況	
		検査対象戸数	陽性戸数
千葉県	原種豚農場	1	1
	繁殖豚育成農場	3	1
	繁殖農場	5	5
	子豚農場	3	0
	肥育農場	21	4
	小計	33	注)11
茨城県	子豚農場	2	1
	肥育農場	17	3
	小計	19	4
群馬県	肥育農場	10	0
	小計	10	0
栃木県	繁殖農場	2	2
	肥育農場	2	0
	小計	4	2
福島県	肥育農場	3	1
	小計	3	1
合計		69	18

注)14農場で抗体検査を継続中

(参考2)

- 1 家畜伝染病予防法（以下、家伝法）に基づく家畜伝染病及びOIEのリスト疾病である豚コレラについては、我が国ではワクチン接種の徹底により清浄化が進展したことから（最終発生は平成4年）、平成12年10月からワクチン接種を原則中止し、接種する場合は家伝法第50条による知事許可の対象とし、18年3月末に全国的にワクチン接種は中止された。
- 2 以降1年間、本病の発生は確認されず、19年4月に我が国は、OIEの規定に従い豚コレラ清浄国となった。その後は清浄国として必要な本病の清浄性確認のためのサーベイランスを実施してきた。